

平成 30 年 第 2 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 2 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 2 月 19 日 (月)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 2 月 19 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 30 年 2 月 19 日 午前 10 時 45 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 15 番	中之内 瑞穂		席番 17 番	大迫 一郎	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 11 号 買受適格証明願いの承認について  議案第 12 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について  議案第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 15 号 非農地証明願の承認について  議案第 16 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について  議案第 17 号 農用地利用集積計画決定について  議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に  ついて</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 2 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 15 番、中之内委員と、席番 17 番、大迫委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、小園委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3 件、一緒をお願いします。</p>
委員	小園	<p>これまで、〇〇さんの分、〇〇さんの分、〇〇さんの分ですが依頼を受けて調整をしてまいりました。</p> <p>先月、吉松委員の方から二つの法人に対して現地も見てもらったということで価格の調整の段階だということ報告していたところでしたが、その間に、それぞれあっせん依頼あった土地を建設課等とも確認の打合せをしていく中で、高速道路の予定地にかかるというような状況も発生しましたので、〇〇さん、〇〇さんの代理人であります〇〇さんの方にもその旨を伝えたと、そちらの測量等が終わった段階でさせていただきたいということもありまして、全てこの 3 件分については、取り下げをしたいというようなこともありまして、今回 3 件分、取り下げをというお願いでございます。以上、報告させていただきます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>ただ今、小園委員から、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、上野委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	上野	<p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>別紙資料の 10 番ですが、譲請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>成立日は、2 月 14 日、あっせんの農地は、有明町蓬原にある畑 4 筆 12, 105 m<sup>2</sup>ありますが、総額 700 万円で成立いたしました。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、谷口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷口	<p>10 月の総会であっせん依頼のありました〇〇さんの分ですが、なかなかという状況ですが、引き続きあっせん活動を続けたと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、中之内委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>〇〇さんの件について、あっせんが成立いたしましたので報告いたします。資料は、別紙の 11 番でございます。</p> <p>面積が 3, 216 m<sup>2</sup>の畑となっております。場所は伊崎田小学校から南東へ約 500 メートルの所で、現在お茶が植えてあります。買受人は、有明町伊崎田の〇〇さんで認定農業者でございます。価格は 10 a 当たり 75 万で総額 241 万円でございました。以上で報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>先月、依頼のありました〇〇さんの分ですが、あっせんが成立しましたので、報告いたします。</p> <p>別紙 12 番になります。譲渡人は、有明町伊崎田鍋自治会にお住まいの〇〇さんです。あっせん農地は記載されているとおりですが、あっせん成立日は 2 月 10 日で、茶畑 3 筆の 5, 796 m<sup>2</sup>は総額で 300 万円、他の畑 4 筆 6, 999 m<sup>2</sup>は総額で 280 万円でした。あっせん委員は、中之内委員と私でした。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、中村委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	中村	<p>あっせんが成立いたしましたので、報告を申し上げます。</p> <p>譲受人が〇〇さんでございまして、番号 6 番のあっせんの成立が 1 月 28 日、譲受者は、農事組合法人〇〇さんでございます。3 筆畑 4, 656 m<sup>2</sup>で</p>

		<p>ざいまして価格は180万円で成立いたしました。</p> <p>〇〇さんは、いちごを経営されており、ここに集約したいという意向がありました。</p> <p>次に、7番でございますが、田2筆2,086㎡で譲受者は〇〇さんです。場所的なこともあり価格は、総額30万円でした。〇〇さんは、現在、認定農業者で牛を30頭ぐらい飼育しております。1月28日に成立いたしました。あっせん委員は私と隈元委員で行ないました。以上でございます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、谷口委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2件、一緒をお願いします。</p>
委員	谷口	<p>あっせん成立資料の4ページ8番と9番について報告いたします。</p> <p>8番の〇〇さんの土地、畑2筆4,317㎡です。譲受人は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであっせん成立日が2月7日、価格は総額80万円で成立いたしました。あっせん委員は私と大迫委員でした。</p> <p>それと9番の〇〇さんの、田1筆2,775㎡の分ですが、譲受人が松山町新橋〇〇番地の〇〇さんで、あっせん成立日が2月1日、価格は総額81万円で成立いたしました。あっせん委員は私と大迫委員でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>1月23日、曾於地区青年農業会議が大隅農産加工センターで開催されました。</p> <p>2月6日、県立鹿屋農業高等学校の営農の門出を励ます会が開催されました。</p> <p>2月8日、志布志市農業再生協議会臨時総会が市役所本庁で開催され、事業計画等について協議が行われました。</p> <p>次に、日程第4、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、10件の申請でございます。</p> <p>まず、6ページ、番号9番を審議いたします。</p> <p>中村委員説明をお願いいたします。</p>
委員	中村	<p>会長より依頼のありました、番号9番について報告いたします。</p>

		<p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。親子でございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、尾野見小学校から市道を宮下の方に向かいまして 500 メートル位進んで左側のところが水田でございます、その右側に〇〇さんの住宅がございます。そこから集落の墓地がございますが坂を登って 500 メートル進んだ所に〇〇さんの住宅がございます、そこに 1 筆、畑がございます。大野原の方は、そこから 1 キロぐらい進んだところに水田がございます、暁という集落の近くにも茶畑と飼料畑が点在しております。</p> <p>本人宅からは、車で 5 分から 10 分のところに全部ございます。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家でございます、父と和牛 20 頭、甘藷、茶、水稻を栽培しております。今後は、甘藷、水稻を作付けするという事がございます、トラクター 3 台、トラック 2 台、集草機等一式を父が保有されておりますので、それを引き継いで使用することです。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、7 ページ、番号 10 番を審議いたします。</p> <p>吉松委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>会長より依頼のありました、番号 10 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、霧島市国分府中〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、ホームマン前の市道町原・弓場ケ尾線を、国道 220 号の方向へ行きますとグリー</p>

		<p>ンロードと市道安良線と交わる部分に、信号付きの交差点があります。この交差点を左折して、安良線を水ヶ迫・松下病院の方へ30メートル程いった左側にあります。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、27歳と若い方で、沖永良部出身ですが、2年前まで鹿児島市に住んでいました。</p> <p>知人の勧めで、志布志市の農業公社にピーマン研修生として入り、これまで2年間の研修を終え、自立することになりました。</p> <p>この度、松山町尾野見の黒石団地に畑を借受け、ピーマンハウス2棟を建てることになっています。</p> <p>今回、取得しようとする、安楽木ノ下堀の畑の道路側には、譲受人の〇〇さんが住んでいた住宅があり、この家も買い受けて、現在、ここに住んでおります。</p> <p>従いまして、今回の申請地は、住宅と同じ区画の中ということになります。農機具は、トラクター、耕転機が1台ずつあります。取得後は、路地野菜を作りたいとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号11番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>会長より依頼のありました、番号11番を報告させていただきます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。場所ですけど、県道志布</p>



		<p>志有明線の上門自治会に岩田精米所があります。</p> <p>そこをさらに本庁の方に、進みまして約 200 メートル進んだ坂を登りきった所の十字路を左に約 50 メートル進みそこから右に約 20 メートル進んだ所でございます。</p> <p>現在、樹木等の抜根がされておりまして、今作の準備がされている状態でございます。</p> <p>本人宅から 10 分の所にあります。株式会社〇〇は、農業生産法人でありまして、デントコーン、ケール、キャベツ、ピーマンを主に栽培されておりまして、申請地には、ケール、キャベツを作付けする予定であるとのことでございます。</p> <p>農機具、トラクター15 台等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8 ページ、番号 12 番を審議いたします。</p> <p>同じく、小園委員説明をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>会長より依頼のありました、番号 12 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市伊敷台〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。場所ですが、株式会社〇〇の事務所があります。そのすぐ先を、左に約 200 メートル進んだ右手の土地でございます。</p> <p>現在は、少し、樹木等が伐採をされている状態で、荒れている状態でございます。耕作の準備がされているという状況でございます。</p> <p>この場所は、本人宅から 4 分ぐらいの所にあります。</p>

		<p>〇〇さんは、甘藷を主に栽培しておりまして、申請地にも焼耐用の甘藷を作付けする予定であるとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター2台、自走式田植機2台などを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p> <p>次に、番号13番を審議いたします。</p> <p>萩迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありませす、番号13番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されていませすとおりにませす、場所は、伊崎田鍋自治会に産業道路の点滅信号機がございませす、そこを北の方へ約300メートル行っただ所にございませす。</p> <p>〇〇さんの家のすぐ前になります。</p> <p>〇〇さんは、お茶の栽培をされておりに、申請地にもお茶を作付けしたいとのことでした。</p> <p>農機具は、管理機、動力噴霧器などを保有されていませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われませす。また周囲の状況からも支障はないと思われませす。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めること</p>

会場		にご異議ございませんか。
議長	山下	(異議なし) 異議なしと認めます。
委員	野口	次に、番号 14 番を審議いたします。 野口委員説明をお願いいたします。 会長より依頼のありました、番号 14 番について報告いたします。 譲渡人は、大阪府柏原市大県〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、 譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりですが、申請地の場所は、あおぞら A コープから蓬原方面へ約 700 メートル進んだ所を左折した周辺にあります。 本人宅からは、約 500 メートルのところがございます。 〇〇さんは、夫婦で水稻と生産牛 4 頭を飼育されておりまして、申請地にも飼料を作付けするとのことでした。 農機具は、トラクター 3 台、田植機等を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
委員	野口	次に、9 ページ、番号 15 番を審議いたします。 同じく、野口委員説明をお願いいたします。 それでは、番号 15 番について報告いたします。 譲渡人は、大阪府柏原市大県〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、先ほど

		<p>番号 14 番で説明しました隣になります。</p> <p>本人宅の近くになります。〇〇さんは、夫婦で水稲と生産牛 3 頭を飼育されておりまして、申請地にも飼料を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、田植機等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p> <p>次に、番号 16 番を審議いたします。</p> <p>坪山委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	坪山	<p>会長より依頼のありませました、番号 16 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございませす。</p> <p>申請地は議案書に記載されていませるとおりでございませす。申請地の場所は、市役所本庁より県道志布志有明線を南の方に進みませすと、吉川農産がありませして、そこの終点側に野井倉土地改良区の用水路がありませして、その橋を横断したところにあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 5 分でございませす。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと 2 人で水稲と甘藷を栽培してあり、申請地にも甘藷と水稲を作付けするとのこととでございませす。</p> <p>農機具等は、トラクター 13 台、自走式田植機 2 台、コンバイン 4 台、その他管理用機械を一式保有されていませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われませす。また周囲の状況からも支障はないと思われませす。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 17 番を審議いたします。 南委員説明をお願いいたします。
委員	南	会長より依頼のありました、番号 17 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。
		申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、旧鉄道跡道路の押切東公民館前十字路を西へ約 100 メートルの所で、現在耕作はされておられません。 本人宅からは、家を 1 軒挟んで 20 メートルのところにあります。 〇〇さんは、兼業農家で水稻甘藷を主に栽培しております。申請地には自家用野菜を作付けするというごさいました。 農機具は、トラクター 1 台、耕運機 2 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 18 番を審議いたします。 諏訪委員説明をお願いいたします。

委員	諏訪	<p>はい。それでは、番号 18 番をご報告申し上げます。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、場所につきましては、肆部合方向から田尾橋を渡って真っすぐ西の普現堂方向に進み、点滅信号を約 500 メートル行って坂を登りきったところを左方向に行った大崎町との境にあります。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で、後継者でもございます。飼料稲と牧草を主に栽培されており、申請地にも牧草を作付けするとのことでもございました。</p> <p>農機具は、トラクター 3 台、耕運機 1 台、軽トラ 1 台、牧草梱包機 1 台などを保有されています。生産牛は 10 頭を保有しておられました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に日程第 5、議案第 11 号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>12 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>調査を依頼された 隈元委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第 11 号、番号 1 番について報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、塗木大隅線から市道大野稻ヶ迫線にはいり 800 メートル程行っ</p>

		<p>た所から北へ道なりに1キロ程行った所です。本人宅からは5分の所にあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で生産牛41頭、甘藷4ha、飼料稲6haを栽培しており、申請地には、飼料稲を作付けする予定とのことです。</p> <p>また、トラクター4台、甘藷ハーベスタ1台、トラック1台等を保有されています。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号2番を審議いたします。</p> <p>同じく、調査を依頼された 隈元委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第11号、番号2番を報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地は、先ほど1番で報告しました場所と同じ所です。</p> <p>本人宅からは、10分の所にあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さん、息子3人でシキミ1.2ha、水稻40アールを栽培しており、申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター1台、軽トラ2台を所有しております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。</p>

<p>会場 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第11号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買い受け適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせて、いただきます。</p> <p>次に、日程第6、議案第12号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>14ページ、番号4番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坪山委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>議案第12号、番号4番について報告いたします。</p> <p>調査日は2月5日、調査委員は原田委員と私と事務局より2名、農政畜産課1名が同席されました。</p> <p>申請人は、東京都港区港南〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇階の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでございました。別紙資料は7頁から9頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書の記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、伊崎田鍋の旧アイショップ留岡店近くの農道線沿いの信号機より市道山之口鍋10号線を南の方へ約1,500メートル行きますと高下谷自治公民館がありますが、その手前約100メートルを右側に行った所にあります。</p> <p>変更後の用途は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は山林、南側は畑、西側は公衆用道路です。排水は、市道高下谷線の配水に流すということでございます。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつてい</p>



		<p>ないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号5番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、坪山委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>議案第12号、番号5番についてご報告いたします。</p> <p>別紙資料は6頁から12頁でございます。</p> <p>調査日は2月5日、調査委員等は、番号4で報告したとおりでございます。</p> <p>申請人は、東京都港区港南〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇階の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、場所は、番号4で説明しました同じ場所の道路下の左側の隣にありました。</p> <p>変更後の用途は太陽光発電施設でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は山林です。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域か</p>

		らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号6番を審議いたします。
		現地を調査された、福岡委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡	議案第12号、番号6について報告いたします。
		調査日は2月5日、調査委員は吉野委員、橋口委員と私と事務局より2名、松山の産業建設課職員1名が同席されました。
		申請人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇の〇〇さんです。
		立会人は、〇〇さん本人でした。別紙資料は13頁から15頁になります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、松山町の尾野見小学校から県道499号、柿木志布志線を志布志方向へ2キロ程進んだところにある遠迫商店の交差点を中村集落方向へ800メートル行ったところ です。
		変更後の用途は農家住宅です。
		周囲の状況は、北側は畑、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水につきましては、盛土してブロックを積み、配水が畑へ流れないように対応し道路側溝に流すとのこと です。
		申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号7番を審議いたします。

<p>委員 福岡</p>	<p>同じく、現地を調査された、福岡委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 12 号、番号 7 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 2 月 5 日、調査委員は吉野委員、橋口委員と私と事務局より 2 名、産業建設課職員 1 名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地の〇〇さんと〇〇さんです。親子による共同申請です。</p> <p>立会人は、〇〇さん親子でした。別紙資料は 16 頁から 18 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、松山町尾野見小学校から県道 499 号柿木志布志線を志布志方向へ 2 キロほど進んだところにある遠迫商店の交差点を右折し、1 キロ程進んだ右手に位置します。</p> <p>変更後の用途は農家住宅と農業用資材置場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、西側は公衆用道路です。排水につきましては、盛土してブロック等を積み畑に水が流れ込まないように対策し、側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 12 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 13 号、農地法第 4 条の規定による許可申請につ</p>

委員	吉野	<p>いてを議題といたします。</p> <p>16 ページ、番号 2 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 13 号、番号 2 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 2 月 5 日、調査委員は橋口委員、福岡委員と私でした。</p> <p>申請人は、三重県四日市市広永町〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の行政書士〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 19 頁から 21 頁で、申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、町中にあります志布志郵便局から北側へ坂を登って行きますと市道昭和弓場ケ尾線沿いの文化会館からくる信号機を通り過ぎて 150 メートル程北側に行って三差路を左へ 50 メートル行った道路沿いの南側にあります。</p> <p>転用目的は宅地分譲地です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は宅地です。排水につきましては、北側の市道側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>第 3 種農地の転用は、原則、許可となっております。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 7、議案第 13 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p>

委員	福岡	<p>次に、日程第 8、議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、18 ページ、番号 3 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された福岡委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 14 号、番号 3 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 2 月 5 日、調査委員は吉野委員、橋口委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、霧島市国分中央〇丁目〇〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 22 頁から 24 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、松山支所より広域農道を末吉方向に 1 キロ進んだ松山温泉入口にあります。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は公衆用道路です。排水につきましては、産業建設課と協議し雨水対策を図るとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 4 番を審議いたします。</p> <p>番号 4 番は、先ほどの議案第 12 号、農業振興地域整備計画変更協議に係</p>

		<p>る意見についての番号6番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号5番を審議いたします。</p> <p>番号5番は、先ほどの議案第14号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号7番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、19ページ、番号6番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>議案第14号、番号6番についてご報告します。</p> <p>調査日は2月5日、調査委員は吉野委員、福岡委員と私でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号〇〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は25頁から27頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は畑、西側は原野です。排水につきましては、自然流下とのことでしたが、北側に宅地がありますので、雨水が流れ込まないように対応を指導いたしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつてい</p>

		<p>ないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号7番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>議案第14号、番号7番について報告いたします。</p> <p>調査日は2月5日、調査委員は吉野委員、福岡委員と私でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでした。</p> <p>立会人は、奥さんの〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は28頁から30頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>転用目的は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、西側は公衆用道路です。排水につきましては、北側の道路側溝へ配水管を埋設することでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいついていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号8番を審議いたします。 現地を調査された原田委員の報告をお願いいたします。
委員	原田	議案第14号、番号8番についてご報告いたします。 調査日は2月5日、調査委員は坪山委員と私、事務局より2人出席のもと調査いたしました。 譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市西別府町〇〇番地〇〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでございました。 別紙説明資料は31頁から33頁で、申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、原田小学校より南へ約200メートル行った道路沿いの左側の土地でございました。 転用目的は太陽光発電施設を設置することでございます。 周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は山林、南側は公衆用道路、西側は宅地です。排水、敷地内に沈殿式の排水施設を設置し、南側の排水路に流す計画とのごございました。 申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいていないため第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)



議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号9番を審議いたします。</p> <p>番号9番は、平成30年1月総会の議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号2番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第15号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>まず、21ページ、番号5番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>議案第15号、番号5番について報告いたします。</p> <p>調査日は2月5日、調査委員は橋口委員、福岡委員と私吉野でございます。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇事務所の〇〇さんでございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙資料は34ページから36ページになります。</p> <p>場所は、国道220号線沿いの天神に外岩戸石油がございますが、その先に元ドライブインがございましたけど、昭和自動車学校の方向へ進んだ250メートルぐらいの住宅地のはずれに位置します。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は畑、南側は山、西側は畑です。</p> <p>この土地は、竹やぶで20年以上経過していると思われませんが、また、間口が狭く細長い土地であり、とても復元できない状況です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

議長	山下	ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。
		はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号6番を審議いたします。
		現地を調査された、橋口委員説明をお願いいたします。
委員	橋口	議案第15号、番号6番について報告いたします。
		調査日は2月5日、調査委員は吉野委員、福岡委員と私でした。
		申請人は、霧島市隼人町住吉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は〇〇事務所の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		別紙資料は37ページから39ページになります。
		場所は、志布志から潤ヶ野八野方向に進みますと吉国建設がありますがそこから北へ700メートルのところでした。
		周囲の状況ですが、現地は山林に囲まれて日照時間が確保できず約20年以上耕作されておらず、現在は、杉、雑木等が茂って山林化しておりました。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第9、議案第15号、非農地証明願の承認については、非農地

と証明することに決定いたしました。

次に、日程第 10、議案第 16 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局 説明)

主任主査 中尾

はい、議長。

それでは、議案第16号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、23ページでございます。

非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。

始めに、番号3の願出人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町志布志字中ノ畑 317番1 畑 570平方メートルでございます。

申請地は、志布志町にあるホテルびろうから、志布志駅に向かう、市道昭和・弓ヶ尾線をホテルびろうから南へ約50メートル進み、市道町原線と交わる交差点の東側の土地でございます。現在、原野化しております。

続いて、番号4の願出人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町安楽字坂上2270番2 畑 108平方メートルでございます。

申請地は、市道町原・弓場ヶ尾線を港方面からホームマン方向へ向かい、ミヤハラ葬祭を過ぎたところにあるグリーンロード志布志線と交わる交差点から北へ約400メートル進んだところにある南九州不動産所有アパートアークの森の入り口付近の土地でございます。現在、原野化しております。

続いて、番号5の願出人は、日置市伊集院町妙円寺〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町野井倉字押切7990番2 田 529平方メートルと字東山8074番1 田 454平方メートルでございます。

申請地は、有明町野井倉の国道220線沿いにあります、飯山歯科医院から飯山歯科医院前の三叉路を、押切り海岸方面へ約180m進んだところの東側の土地でございます。現在、山林化しております。

<p>議長 山下</p>	<p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号3と4を中村委員、道山委員、内村委員、番号5を上野委員、樽野委員、野口委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p> <p>次長兼係長 桑迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第10、議案第16号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第17号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第17号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、25ページから27ページとなっております。</p> <p>最初に25ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成30年2月28日で、田が11,637㎡、畑が16,224㎡です。所有権を移転する者5人、所有権の移転を受ける者4人で、売買によるものです。</p> <p>次に、26ページから27ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>26ページの番号5の所有権を移転する者は、志布志町安楽の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、ケールとキャベツ等の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で4,632㎡の畑で、土地代金は90万円です。移転時期等につきましては、平成30年3月9日を予定しております。</p> <p>次に番号6の所有権を移転する者は、志布志町田之浦の〇〇さんです。</p>

	<p>移転を受ける者は、曾於市末吉町諏訪方の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、7筆で8,616㎡の田で、土地代金は70万円です。移転時期等につきましては、平成30年3月9日を予定しております。</p> <p>続きまして、27ページ、番号7の所有権を移転する者は、志布志町安楽の〇〇さんです。移転を受ける者は、曾於市末吉町諏訪方の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で4,439㎡の畑で、土地代金は65万円です。移転時期等につきましては、平成30年3月9日を予定しております。</p> <p>次に番号8の所有権を移転する者は、有明町原田の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で3,021㎡の田で、土地代金は155万円です。移転時期等につきましては、平成30年3月9日を予定しております。</p> <p>次に番号9の所有権を移転する者は、愛知県名古屋市東区の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、生産牛飼育の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で7,163㎡の畑で、土地代金は143万600円です。移転時期等につきましては、平成30年3月9日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p>	
議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。
主幹兼係長	新村	議案第17号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。
		議案書は、28ページから78ページとなっております。

まずは、議案書28ページの利用権設定の総括表を説明いたします。

公告日は平成30年2月28日で、始期は平成30年3月1日となります。

なお、中間管理機構が関与する分は3月31日となります。

設定期間が、2年から13年9か月までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。

利用権の設定面積は、田が10万4,466㎡、畑が22万7,595㎡、樹園地が7万5,714㎡で、合計しますと40万7,775㎡となり、うち更新分は6万2,194㎡となっております。

利用権の設定をする者の数が84名で、利用権の設定を受けようとする者の数が32名であります。

利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より52名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。

詳細につきましては、29ページから71ページの明細表をご確認ください。

次に、利用権の転貸について、議案書72ページの総括表でご説明申し上げます。

公告日は平成30年2月28日で、始期が平成30年3月1日であります。

設定期間は3年から10年です。

地目別の内訳は、田が2万5,644㎡、畑の8,192㎡です。合計しますと3万3,836㎡です。

利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は7名であります。

詳細につきましては、73ページから78ページの明細表をご確認ください。

以上で、議案第17号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。

最初に、29ページ、番号1番から、66ページ、番号93番までと、28ページの総括表を審議いたします。

これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

議長 山下

会場

(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、68 ページ、番号 1 番から、71 ページ、番号 11 番までと、67 ページの総括表を審議いたします。
会場		これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。
会場		73 ページ、番号 1 番から、78 ページ、番号 12 番までと、72 ページの総括表を審議いたします。
会場		これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 11、議案第 17 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
会場		次に、日程第 12、議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。
会場		事務局で説明いたします。
次長兼係長	桑迫	はい議長。 それでは、議案第12号の 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。 議案書は80ページとなっています。 番号 5 番の申出者、〇〇さんは、有明町蓬原にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原 字大迫2575番 1 畑 875㎡と、同じく2576番 1 畑 4,183㎡と、同じく2577番 畑 1,582㎡の3筆です。

土地の場所は、曾於街道のあおぞら農協西部支所前から市道重田・岩屋線を1.8キロメートルほど重田の方に進み、左折し市道平山・中野線を北へ500メートルほど進んだ右側にあります。

畑は、現在、茶が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、上野委員と諏訪委員でご提案いたします。

番号6番の申出者〇〇さんは、有明町蓬原にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原字大迫2588番 1 畑で6,562㎡の1筆です。

土地の場所は、番号5番のところから100メートルほど南側にあります。

畑は、現在、茶が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、上野委員と諏訪委員でご提案いたします。

番号7番の申出者〇〇さんは、有明町野神にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野神字中牧754番畑で3,440㎡の1筆です。

土地の場所は、県道志布志・有明線の野神小学校前から芝用方向へ200メートルほど進み右折し、市道岩屋・立本1号線を3キロメートルほど進み、市道針山・下原線を北へ200メートルほど進んだところにあります。

畑は、現在何も耕作されていませんが、耕運がされています。

あっせん委員の指名につきましては、立山委員と樽野委員でご提案いたします。

番号8番の申出者〇〇さんは、有明町野井倉にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野井倉字山添7842番田で983㎡の1筆です。

土地の場所は、国道220号線のびろうの樹整形外科前から大崎方向へ100メートルほど進み右折し、農道を西へ200メートルほど進んだ右側にあります。田は、現在何も耕作されていませんが、耕運がされています。

あっせん委員の指名につきましては、野口委員と南委員でご提案いたします。



議長	山下	<p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長福岡が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員